

小布施町住宅耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、既存木造住宅の所有者が、耐震診断を実施することにより、耐震補強の実施を促進し、もって地震による当該住宅の倒壊の被害の防止を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 地震に対する建築物の構造に関する安全性を評価することをいう。

(2) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

イ 木造在来工法の住宅

ウ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

(3) 耐震診断士 長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。

(4) 簡易耐震診断 長野県木造耐震診断マニュアルによる簡易耐震診断表に基づき、外観調査等の簡易な方法により、既存木造住宅の耐震診断を実施することをいう。

(5) 精密耐震診断 長野県木造住宅耐震診断マニュアルによる精密耐震診断の方法に基づき、既存木造住宅の耐震診断を実施することをいう。

(6) 総合評点 簡易耐震診断又は精密耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので別表の区分によるものをいう。

(事業内容)

第3 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 町長は、既存木造住宅の所有者から耐震診断の希望があった場合は耐震診断士を派遣し簡易耐震診断を行うことができる。

(2) 前号の規定による所有者の意向の調査は、別に定める申込書によって行う。

(3) 簡易耐震診断を実施した既存木造住宅で、総合評点が1.0未満であり、かつ、所有者から耐震性能を向上させる補強工事を実施するとの意思表示があった場合には耐震診断士を派遣し精密耐震診断を行うことができる。

(4) 前号の規定による精密耐震診断を希望する者は、小布施町精密耐震診断申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項第1号及び第3号の耐震診断士の派遣費用は、町の負担とする。

(業務の委託)

第4 第3第1項第1号及び第3号の耐震診断については、全部又は一部を委託することができる。

(耐震診断士の派遣の決定)

第5 町長は、第3第1項第2号に規定する申込書又は同項第4号に規定する小布施町精密耐震診断申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定する。

(耐震診断士の派遣通知)

第6 町長は、第5の規定により耐震診断士の派遣の可否を決定したときは、申請者に小布施町耐震診断士(簡易耐震診断)派遣可否決定通知書(様式第2号)又は小布施町耐震診断士(精密耐震診断)派遣可否決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による耐震診断士の派遣に変更が生じたときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の中止等)

第7 耐震診断申請者は、事情により耐震診断を中止し、又は延期するときは、速やかに小

布施町耐震診断中止等申請書（様式第4号）を、町長に提出しなければならない。

（耐震診断士の派遣の取消し）

第8 町長は、耐震診断士の派遣の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正行為により耐震診断士の派遣決定通知を受けたとき。

（2） その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（診断費用の返還）

第9 町長は、第8の規定による耐震診断士の派遣を取り消した場合において、既に耐震診断を実施しているときは、期限を定めて、その診断にかかる費用の返還を命じるものとする。

（耐震診断申請者に対する指導）

第10 町長は、耐震診断申請者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（補則）

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

総合評点	判定
1.5以上	安全と思われれます。
1.0以上1.5未満	一応安全と思われれます。
0.7以上1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。